

保険・年金・税

税

事業用の備品なども 固定資産税の対象です

課税の対象になる償却資産は、事業用資産で、減価償却額(費)が法人(所得)税法上、損金が必要経費に算入されるものです(これらに類する資産で法人(所得)税を課されない人が所有する資産も含む)。事業用資産の所有者は、資産の所在する市役所に1月1日時点の所有状況の申告が必要です。令和5年度の申告期限は1月31日(火)です。申告用紙は12月中旬に発送しますので、届かない場合は連絡してください。なお、償却資産の課税についての通知書は、5月中旬ごろまでに送付します。

☎固定資産税課 6858
・2144



国民年金

年末調整などの際は 保険料控除証明書の提出を

今年中に納めた国民年金保険料

は、令和4年分の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)や領収書の添付が必要です。同証明書は、令和4年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納めた人に日本年金機構本部から11月上旬に送付されます。10月1日以降の納付分は領収書を添付してください。また、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日～12月31日に初めて納付する人には、2月上旬に同証明書が送付されます。

☎豊中年金事務所 6848・6831

まちづくり・環境

まちづくり

分譲マンションにアドバイザー派遣などの支援を開始

☎市内の分譲マンション管理組合など
☎ 間住宅課 6858・2741



課題解決のために

アドバイザーを派遣

☎管理組合の運営や設立、管理規約

の作成や変更、大規模修繕などの管理に関する相談に応じてマンション管理士などを派遣。5回まで(事前相談要)

☎マンション管理組合用郵便受け

設置費用を助成

☎上限5万円。初回のみ

市内を自転車で巡る 散走モデルプランを作成

市は、自転車利用促進のため、自転車です市内の各所を散歩感覚で巡る同プランを作成しました。11月1日(火)から市HPで閲覧可。

☎交通政策課 6858・2346



景観スポット再発見

豊中かいわいスケッチ展

時 11月11日(金)・14日(月)・15日(火)(11日は13時から、15日は16時まで)

所 市役所第二庁舎 ☎都市計画課 6858・3143



講座「豊中かいわいをスケッチしよう」参加者の作品を展示します

(広告)